

# 原告適格(1)

(百選「Ⅱ-170」～「Ⅱ-174」)

## 問題 001

行政処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもっぱら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個人的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も行政事件訴訟法にいう処分の取消しを求める法律上保護された利益に当たる。

**001 解答**：妥当である。(Ⅱ-170)

## 問題 002

定期航空運送事業免許の審査において、運輸大臣(当時)は、申請事業計画を騒音障害の有無および程度の点から評価すべきものではなく、この点の判断を謝ったからといって、免許処分が裁量の逸脱となるものではない。

**002 解答**：誤り

申請事業計画を騒音障害の有無および程度の点からも評価すべきであり、この点の判断を謝った場合には、免許処分は裁量の逸脱となりうるとした。(Ⅱ-170)

### 問題 003

定期航空運送事業免許について、新規路線免許により生じる航空機騒音によって、社会通念上著しい障害を受ける者には、免許取消しを求める原告適格が認められる。

**003 解答**：妥当である。(Ⅱ－170)

### 問題 004

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 24 条 1 項各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む。

**004 解答**：妥当である。(Ⅱ－171)

## 問題 005

内閣総理大臣の行う高速増殖炉(原子炉)設置許可について、周辺住民らは行政事件訴訟法にいう法律上の利益を有する者とはいえず、無効確認訴訟を提起する原告適格は認められない。

### 005 解答：誤り

周辺住民の原告適格を認めた。(Ⅱ－171)

## 問題 006

地方鉄道法 21 条の趣旨は、もっぱら公共の利益を確保することにとどまらず、当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護すべきものとする趣旨も含むと解される。

### 006 解答：誤り

もっぱら公共の利益を確保することにあるのであって、鉄道利用者の個別的な権利利益を保護することにあるのではないとした。(Ⅱ－172)

## 問題 007

特急料金改定の認可処分について、通勤定期券を購入するなどして当該特急列車を利用している者といえども、本件認可処分によって自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるということができず、右認可処分の取消しを求める原告適格を有しないというべきである。

**007 解答**：妥当である。(Ⅱ－172)

## 問題 008

文化財享有権なる観念は、法律上の具体的権利として認められる。

**008 解答**：誤り

文化財享有権なる観念は、いまだ法律上の具体的権利とは認められないとした。(Ⅱ－173)

## 問題 009

文化財保護法及びそれに基づき制定された文化財保護条例は、文化財の保存・活用から個々の県民あるいは国民が受ける利益については、本件法及び条例がその目的としている公益の中に吸収解消させ、その保護は、もっぱら右公益の実現を通じて図ることとしているものと解される。

**009 解答**：妥当である。(Ⅱ－173)

## 問題 010

原告が遺跡を研究の対象としてきた学術研究者であるとしても、教育委員会が行った史跡指定解除処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有せず、本件訴訟における原告適格を有しない。

**010 解答**：妥当である。(Ⅱ－173)

## 問題 011

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の定める目的規定は、当該法の風俗営業の許可に関する規定が一般的公益の保護に加えて個々人の個別的利益をも保護すべきものとする趣旨を含むと解される。

**011 解答**：誤り

そのように読み取ることは困難であるとした。  
(Ⅱ－174)

## 問題 012

住居集合地域に居住する者は、風俗営業の許可の取消しを求める原告適格を有する。

**012 解答**：誤り

原告適格を有するとはいえないとした。(Ⅱ－174)